



午後零時六分休憩

午後三時二十一分開会

○委員長(河井彌八郎) これより開会いたします。農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○三好始君 只今の中国四国農業試験場に關連するかと思うのであります。先程試験研究機關の統合の構想について伺いました際に、新しい方面の研究が必要であるということ、畑作の問題なり、或いは能率の問題などをお示しになつたわけでありまして、畑作という点から考えますと、四国、特に香川のような所は、特殊な状態の下にあるわけでありまして、畑作研究、殊に傾斜地の農業研究などの最も必要な地域に属するのであります。畑作を新らしい研究のテーマとして取上げるとすれば、それはどういうところで行われるように予定されておられるのでしょうか。

○政府委員(磯邊秀俊君) 中国、四国におきましては、そういう畑作の試験研究の一番重要な任務を揃えますものは、香川の善通寺の試験場でありまして、これは現在農林省の農事試験場の四国支場になつておるのであります。これは外の支場と違ひまして、畑作を重点といたしまして管農の試験も加味いたしました設けられた試験場でございますが、設立日がまだ浅くて、十分な設備に行かんであります。ゆ〜ゆ〜はこれに果樹の試験も加味いたしました。瀬戸内海地方では最も重要な試験場になる可能性が非常に強いと思つて、今度の中国四国試験場の本場というものをここに置くかという場合にも、姫路と善通寺とどちらかと

いうことをいろいろ検討いたしました。取敢えず姫路におきまして、ゆくゆくは善通寺を拡充いたしまして、そこにおくということも強く考へておられる状態でありまして、現在の措置は取敢えずの措置でございます。

○委員長(河井彌八郎) 委員諸君に申し上げますが、本多行政管理局長官が見えになりましたから、農林省設置法の一部を改正する法律案は、只今のところ、これで暫く中止しまして、国家行政組織法の一部を改正する法律案に關して本多長官と懇談会を開きたいと思つて、御異存ありませんか。

○委員長(河井彌八郎) 御異存ないと思つて、それではさうに取計らいます。

午後三時二十五分懇談会に移る

午後四時三十分懇談会を終る

○委員長(河井彌八郎) それでは社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律案、これに移ります。農林省設置法の一部を改正する法律案はその後にいたします。先ず第一に委員の大隈さんが門屋さんとお替りになつたのであります。従つて理事の欠員を生じたわけでありまして、この際理事の補欠選挙を行いたいと思つて、

○三好始君 只今議題になりました理事の補欠選挙については、成規の手続を省略して、委員長に一任することの動議を提出いたします。

○委員長(河井彌八郎) 三好君の動議に御異存ございませんか。

○委員長(河井彌八郎) 御異存ないと思つて、それは門屋盛一君を指名いたします。

○委員長(河井彌八郎) 次に社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律案、これを審議いたします。すでに前回において御質疑は相当に尽されておるものと認めまして、この際討論に入りたいと思つて、御異議ございませんか。

○委員長(河井彌八郎) ではさうにいたします。別に御発言がなければ本案について採決いたします。本案に賛成の諸君の挙手を願います。

○委員長(河井彌八郎) 全会一致であります。よつて本案は可決せられます。つきましては最近の機会にこれを議場に報告しなければなりませんので、その報告につきましては、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ございませんか。

○委員長(河井彌八郎) 御異存ないと思つて、それでは本案に賛成の諸君の御署名を願います。

鈴木 安孝 城 義臣  
町村 敬貴 竹下 豊次  
伊達源一郎 三好 始

○委員長(河井彌八郎) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れないと思つて、

○委員長(河井彌八郎) それでは次に農林省設置法の一部を改正する法律案の審議に入ります。

○三好始君 質疑を続けさせて頂きまして、先程お尋ねいたしました中国四国農業試験場に關連して、もう一言だ

け簡単にお伺いして置きたいと思つて、それはいろいろ御説明を伺つております。中国四国農業試験場を兵庫県に置くという設置法の改正法律案は、必ずしも恒久的なものとして考へられているのではないようでありまして、将来の問題としては四国に本拠が置かれる場合もあり得るようなお話もあつたかと思つて、

私の答弁を通じて受ける気持といたしましては、むしろ中国四国を一つのブロックとして考へて行かなければいけないところには再検討を要する問題があるのではないかと、中国四国をどうしても一つのブロックとして考へて行くということになれば、或いは中国に本拠が置かれなければならないという主張がなされたり、四国に本拠が置かれるのが合理的だという主張がなされたりするわけでありまして、

各種の立場から考へて中国四国は農業事情が必ずしも同じでないわけでありまして、地理的にも交通的にも又他のいろいろな例から考へてもむしろブロックを二つに分けて中国農業試験場、四国農業試験場、こういうふうに考へるのがすべての点においてよくなつて来るのではないかと、その方が試験研究の効果を上げる上からも適当ではないかと、

○政府委員(磯邊秀俊君) この問題は今お話のような考へ方も一応できるかと思つてあります。地域を区分するにつぎましては成るべく同じような研究所、或いは農業を対象といたしまして同じようなところに相関連して研究する方が研究の能率も上ります

し、不必要な重複も省けると、こういうことで地域を分けたのであります。が、そういった瀬戸内海、中国の南の方の瀬戸内海沿岸と、四国の北の方の瀬戸内海沿岸は農業が非常に共通性がありまして、農業の研究所では瀬戸内地方と呼んでおられる程でありまして、これを両方に分けてしまつて、その間にいろいろ重複ができて能率を上げることにどうかと思つて、

で、できますならば今の案のように四国中国を一体といたしまして、瀬戸内地帯の今申上げました姫路は主として水田を中心とし、それからこの善通寺は水田もありませんが、主として畑作、果樹、傾斜地の試験、

中心としてやつて行けば直ちに両々相待ちまして瀬戸内地方の開発に役立つようになるのではないかと、かように考へております。

○三好始君 只今の御答弁がありましたから今の問題をもう一度申上げて見たいのであります。瀬戸内地方一帯が同じような条件の下にあるとは我々は考へておらないのでありまして、氣候的な点から申しましても、気温、降雨量等にやはり相違が認められる点があるものでありまして、

土性の問題、傾斜地の分布状況、土壤浸蝕の状況、それから農業の集約度等においても必ずしも同様でないのであります。従つて瀬戸内地帯として、中国側と四国側を同一視することについては私達としては必ずしも承服できない点があるものであります。この問題は相当専門的な角度から詳細に申上げますという際限のない問題でもありませんし、

こうした点にばかり時間を費すのもどうかと思つて、本日は





一等、二等、三等ということではなしにこれは地域別に昔の銘柄というものが復活ということに当然いたさなければならぬということになりますし、又検査の実態というものが、より以上に精密になり自主的にならなければならぬというようなことからいたしまして

も無論現在あります検査員の強化もいたしたいのでありますが、尙所要の増員をどうしてもお願いしなければならぬということから申しまして、是非ともこの際増員をして頂きたい。特に御指摘になりましたような万止むを得ざる措置として、一時極く似通った作報事務所等より兼務職員の数が、兼務は九百五十人ばかり、いたしておつたのでありますが、そういった無理をいたすのも如何かと思ひますので、できるだけ無理を解消するという意味合におきまして是非とも増員をお願いいたしたいということ、政府部内でいろいろ折衝を申上げておつたのであります。これは私よりお答え申しますのは如何かと思ひますが、只今まだ政府部内といたしまして一応結論に達しまして或る程度の増員をいたすことに相成つたのでございますが、最後の決定に至らないように私聞いておるのでございます。

○三好始君 先の輸入食糧に關連する問題は、機構の問題だけでなくして、定員にもおのづから触れる問題になつて来たので、話がそつちに向いて行つたのでありますが、話が出たついでにもう一度はつきり念を押してお尋ねいたして見たのですが、民間による食糧輸入が増大することは、従来の方式に比べて検査その他の実務の増大が必然的に起るという御説明のように伺

つたのでありますが、そういうふうにご説明してよいのでありませうか。

○説明員(清井正君) 只今御質問のありました通り数量も毎年殖えて行くというふうな状況でございますから、その数量の点におきましても増員の必要があるという点が一つ、それから品質の調査と申しますか、入りました食糧の需給なり、数量なり、或いはどういふ品物であるかということも調査を要することが民間輸入であります場合には、政府輸入でありますよりもより精密にしなければならぬ。こういうふうな総体的な輸入食糧というものと、その後の検査の方法の問題、両面から言ひまして、今後輸入食糧につきましても、検査員は必然的に殖やして行かなければならぬというふうには私は考へてゐる次第であります。

○三好始君 次の問題に移りますが、作物報告事務所が、統計調査事務所に名称が変更されるようになっております。現在の作物報告事務所の事務の内容が、必ずしも作物に限定されておらないところから考へましても、これは一応穩当な名称変更であるように思ふのでありますが、お伺ひいたしたいのは、統計調査事務所というふうな名称が変更されることは、現在の事務の状況に適應するように名称の変更だけが行われるのか、或いはこういうふうな事務の内容の上にも、従来とは異なる考へ方での新たなものが追加されるような構想の上にも立っておられるのか、この点についてお伺ひいたしたいと思ふのであります。

○政府委員(平川守君) 只今お話の通り、現在の状況におきましても、作物報告事務所という名前は少し適切を欠いてゐるのでございまして、現在実施してあります事務におきましても、いわゆる農作物の收穫の調査の他に農家の經濟調査のようなものもいたしておるのであります。又一般的な農林關係の統計調査も相當にいたしておるわけでありまして、従つてこの名前自身が適切を欠くということから、予てこの名前を改正したいという考へを持つておつたのであります。殊に最近におきまして、いろいろ作物報告以外の統計調査を実施する必要が起つて参りました。例えば世界農業生産事情とか、いろいろな關係の事務を執つておられます。又本年度の予算におきましても、新たに漁獲量の調査の仕事を参りよう事務が参つて参りましたので、この機会に、予て適切を欠いておりました名称を変更したいと、かように考へておるわけでありまして。

○三好始君 作物報告事務所が、その由来から考へまして、供出に關して最も多くの事務を執つて来たことは周知の事實であります。新たに名称を統計調査事務所と変更したことは單なる供出關係だけでなくして、広汎な統計調査事務を担当する事務所のような印象も受けるわけでありまして、政府の方では、これを臨時的な機關とお考へになつておられるのか、或いは供出制度が廢止されるような時期が来ましても、統計調査方面を担当する機關として残して行かれるような方針なんですか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(平川守君) この統計調査事務所は先程申しましたように、可なり広汎な農林關係の統計を掌つておるわけにございまして、農林省といたしましてはこの種の統計を恒久的な調査事務所としてこれに担当せしめたいと、かように考へております。

○町村敬貴君 この農業改良局ができましたことは、私もこれに対しては非常に賛成をするものであります。従来ややもすると、この農林省の仕事がお互いにとつちかかるとセクショナリズムになつておつた關係で、又それと同時に農業者と直接の結び付きが非常に不足しておつたという事は、随分日本の農業の發達にはこれは大きな影響を及ぼしておつたのだらう。例えば一方に農事試験場があつても、その隣りに農家は殆んど無関心で何ら農業の改良をしない、試験場だけ全く独立してやつておるといふ不可解な点が相當日本ではあつたのですが、今回の改良局ができて農業者と實際に技術面の人が接觸をするという、そして農業者と相談つてその仕事を進ましているという事は、これは非常に私は結構なことだと思ふのであります。併しこれは農林省として總体的にこれを又眺めて見る必要があるのではないかと申すのは、現在の日本のいろいろな食糧問題というものが、終戦以來非常に大きな変化を生じておりまして、これは確かにやはりこれは、輸入食糧のお蔭が大きくあるのであります。けれども、併しこの輸入食糧というものも、こつちやつて入つて来る以上は、果して日本の従来の農業者の行き方が現在までのやり方そのままであるか、いいものかどうかという事は、頗るこれは大きな問題じゃないかと思はれる。つまり米麦本位を後生大事にやつて来たところの日本の多くの農業者

が、若しこの輸入食糧が或いはいろいろな貿易關係から沢山の食糧が日本に入つて来るということになれば、まあこれは必然的に日本の米麦農業者はこれに対して恐怖感を感じざるを得ないことになりませんか、こういうような面から考へて見まして、やはりこれは國としての大きなこれに対する一つの方針が絶対必要ではないか。只今の農業改良局が、農民と直接接觸していろいろな技術面の改良をすることは必要でありますけれども、又一方においては、農林省の或いは食糧庁の、或いは農政局又畜産局というふうな各大きな部門がお互いに離れておつては、改良局がいろいろのよい面を吸収して、あつこにあらゆる機關が今度はできたわけですが、國としてやはりこれは大きく一つ農林省の中の機構を日本の現在の農業の立場から十分考へて見る必要があるのじゃないかと思はれるのであります。それで私は従来の米麦本位の農業というもので押して行くことが果していいものか、それともこの日本の農業の中に、何か一轉換を与える必要があるのではないか、これに対して私が考へますのは、従来の農業者はとにかく売つて物を買ひ、すべてそういう習慣が多くなつております。今度はいく段外国からいろいろな食糧などが入つて来るようになれば、或いは日本の農作物は価格も下落するかも知れませんが、そういう面に来まして、従来の物を売つて物を買ひという農業者の建前では、或いはこれはやつて行けなくなるとも知らん。どうしてもこれは農業者もやはり一つの建前として、成るべく物は買わなくてもやつて行ける、こういうような方針を定めて行く必要が

わけてございまして、農林省といたしましてはこの種の統計を恒久的な調査事務所としてこれに担当せしめたいと、かように考へております。

○政府委員(平川守君) この統計調査事務所は先程申しましたように、可なり広汎な農林關係の統計を掌つておるわけにございまして、農林省といたしましてはこの種の統計を恒久的な調査事務所としてこれに担当せしめたいと、かように考へております。

○政府委員(平川守君) この統計調査事務所は先程申しましたように、可なり広汎な農林關係の統計を掌つておるわけにございまして、農林省といたしましてはこの種の統計を恒久的な調査事務所としてこれに担当せしめたいと、かように考へております。

○政府委員(平川守君) この統計調査事務所は先程申しましたように、可なり広汎な農林關係の統計を掌つておるわけにございまして、農林省といたしましてはこの種の統計を恒久的な調査事務所としてこれに担当せしめたいと、かように考へております。

あるのじやないか、つまり自給自足というものを建前とした成るべく物は売らないけれども又買わない、勿論売らないわけには参りませんが、つまりその建前を変えて行くというよりなやり方、こういう面から行きますと、農業者が自分の生活の状態というものに従来のいわゆる米麦主義ばかりではどうしてもこれは非常に危険がある。そこで私はどうしてもこれは有畜農業というものがこれに十分加わって行くというよりな行き方を一つここに大きく考える必要があるのじやないか、それでこの有畜農業を申ししても、従来の有畜農業の行き方というものは、ややもすると日本のは専門的になつておる、例えば乳を売つて、つまりそれによつて農業の経営を立てるという行き方が非常に多かつたのであります。又そういう方針で農林省もすべてがそういうふうによつて来たように思われるのですが、今度は建前を変えて乳は自分のところで飲むとか、或いは豚は漬して自分のところで食べるとかいうような、こういう自給をつまらぬにしようとする、全く副業の範圍を脱しない、その代りもう日本の農業者というものは全部もう無畜農業ではないか、有畜農業でやるが、そのやり方は、つまり自分のところの自給自足、つまり生活の上と、或いは堆肥の増産とか、或いは畜力を使うとかいうような建前から、全日本の北海道から九州に至るまでのあらゆる農家がその時期々々の建前々々に応じてこういつた方針を一つ全般的に持つて行くというよりな、一つの方針を、これは私は農林省の各局において連合したそう

の力を改良局に実践をするというとき、私は初めてこの改良局というものは本当に國の方針に向つてここにあるようなことをやりますから、一層徹底するのではないかと、こういうふうには私は考へるのですが、今日は官房長がいらつしやいますが、一つこれについて御意見を伺ひたいと思つております。

○政府委員(平川守君) 非常に包括的な問題のようでありまして、最初私からお答えいたしましたし、尙改良局長その他からお答えしたいと思ひます。只今の御趣旨の点につきましては、農林省といつたしまして古くからそういう方針は探つてゐるわけではございませぬ。農業といふものの特質上でき得る限り自給自足の体制を探るということは何と申しましたも有利なわけでありまして、農業は一般の商工業等と比べまして、非常に不利な例へば僻地におりますというよりなことが、非常に散在しておるかというよりなことが……いろいろ不利な事情を償ひ得まする農業の有利な点は、衣食住に關する生産をみずからやつておる、これをみずからの生活に入れることによつて、生活自体を非常に安く且つ内容を豊富にすることができるといふところが、非常に強味でありますので、曾て昭和の初め頃の農業不況時代におきましても、経済更生運動の中心の眼目というものが、自給自足態勢の強化というものにありましたわけでありまして、農林省の根本方針といたしましては、自給自足態勢をできるだけ強化する。併し一面において販売作物、その年々に應じて、できる限り改良して行かなければならぬといふことは申すまでも

ありませんけれども、お話の点については農林省の古くからの根本の考え方でございませぬ。ただ戦時中以來食糧の不足、その他の窮乏の事情からいたしまして、供出というよりな問題が非常にやかましくなり、そのために多少その根本方針が歪められたやの感もございませぬけれども、併しこれは飽くまでも変態的な現象であると思つておるものでありまして、根本的にはお話の通りと考へます。従つてその一環として有畜農業という問題も、必ずしも販売という見地から考へるだけでなしに、例へば小畜の導入、繁殖といふようなことについて、畜産局としても非常な力を入れておるようなことも、その一つの現れであると思つておるものであります。こういう一つの根本的な考へに立ちまして、各局において、それぞれを担当部面において、その方向においての改良なり或いは増進なりといふことを図つて参るといふことに力を入れておるわけではございませぬ。一面から申しますれば、農家の生活の問題としての農業といふことが重要でありますので、生活の改善につきましては、特に改良局にも一部門を設けて力を入れておる。又有畜農業の農業経営全体として、お話のような根本精神に最も合致しまするためには、有畜農業課というよりな、専門のその経営の上から見た畜産の農業への織込みといふことを担当いたしましたお話の点についてはいざいざ申しまして、お話の点については全く農林省としては御同感であるわけでありませぬ。

○城義臣君 先程作物報告事務所を統制調査事務所に改めるといふ点について三好君からも御質問がありました

が、資料調査事務所の冗員が整理で困る、そこで名称も変えるが、人間もこつちに入られるというよりな含みもあるんじゃないですか。

○政府委員(平川守君) 実は作物報告事務所が非常に急速に拡充せられました關係上、なか／＼適当な人員が得られなかつたという情勢が逆に最近までありましたわけでありまして、昨年のごときも非常に事務が多くなりましたために、相当増員を認められましたけれども、具体的に人員を得られなかつたという情勢がありましたところ、たまたま資料事務所の方では逆に事務の方が縮小したという關係上、大体同じような専門の農業の關係の人が多いものでございませぬから、その中の適材はそちらの方に配置換えをするという意味でございませぬ。お話のよりな考へ方ではございませぬ。

○城義臣君 そういたしますと、この資料調整事務所を一部切り離してやつた従来の作物報告事務所というものの定員については、俗にいう紐付きといふことによつて、何か我々日本政府自体の考へでは及ばないというよりな、そこに力も入つておるといふよりなことを、よく巷間では言つておりますが、そういうことのために、先程の御説明によると、供出制度といふものと関連した臨時的なものではなくして、將來も恒久的に日本の基た不備な農業統計を徹底的にやるんだといふことは、これはそういう角度からは立派なことですが、併し経済的に見て行くといふと、どうもやはり一つのセクショナルリズムで、何かこう食糧事務所の方に増員ということが具体的に起きて、それも我々は了承できるけれど

も、併し作報の方ではそれの必要がないんじゃないか、率直にそういう声がある。併し作報自体は、いやもつと人間が足りないのだというよりな主張をされるというよりなところにすね、この行政整理をやるといふ精神、若しくは機構を簡素化するというよりな大きな考へ方からしてすね、どうも我がに納得のきんようなものがあつた伏線がないものですか。そこでそういう体としてはやはり多少この機構を縮小するとか、或いは人間を減らすというよりなことも考へる余地があるが、それはどういふふうにお考へですか、その辺を率直に伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(平川守君) これは作物報告事務所を設立します経営的な経緯としましては、お話のように供出と絡みまして地方から切離した、又食糧事務所のような供出を担当する機關から切離した独立の、まあ公正に收獲高を調査するといふ意味において、独立の事務所を作る必要があるといふことが、直接でも大きな動機になつておりましたことは事実でございませぬ。併しながら又一面、マ司令部の方の考へ方といつたしましては、役所の仕事の大きなものは統計の整備といふことにある、日本の統計は非常にまあ不備である、この点に大きな力を入れなければならぬといふことで、必ずしもこの作物の報告だけではない、一般の統計事務につきまして、非常にこれを強化しなければならぬという意向が相当強いわけでありまして、この点は我々といつたしましても正にその通りと考へますの

で、経緯をいたしましては、特に大きな部分として作物の收穫高の報告というところもございませぬけれども、これも勿論統計に必要と思ひますけれども、併し他の一般の農林統計の整備ということも重要でございます。そういう意味におきましてこれを存続して行きたいというわけでありまして、何かこの事務所の仕事の中に将来縮小するようなものが出て参りますれば、その分は縮小することはともかくといたしまして、機構自体としては一般統計の機構として在置して行く必要があるのではないかと考へております。

○三好始君 根本的な問題につきまして一つお伺いいたしたいのであります。現在の農林省の機構全体について、いろいろの問題が一部で考えられておるわけでありませぬ。例へて申しますと水産関係の間では水産省を独立のものとして作るべきであるという意見が以前からあるのであります。最近も相当強い意見が出されておる。又一方では国土省のごときものも設けて、現在農林省で所管している林野行政を、国土省に移すのがいいのではないかと意見が示されておる。これも御承知の通りであります。そういうふうな農林省の根本的な機構について意見が出されておる際でもありますが、農林省の根本的な機構についてどういふふうにお考えになつておられますか、そういう根本的な問題をお伺いいたしたいと思ふのであります。もう一つそれに関連するものであります。戦時中から引続いて食糧の不足しておる時代の農林行政なり、或いは機構はどうしても食糧なり資材という物本位の状態が起つて来

る。これは情勢上止むを得ないというふうにも考えられるのであります。今後の問題としては食糧と資材というものをどうするかという、物資の欠乏時代から欠乏を前提とした考えから、重点が農民経済を如何にして行くかというふうに移行して行くのじやないか、こういうことが考へられませぬ。そういう情勢の推移に應じた農林省の機構の変遷ということは、どういふふうにお考えられるかという問題もあるかと思ふのであります。それらの点についてお考えを承わりたいと思ひます。

○政府委員(平川守君) 水産の方面におきまして、水産省の独立という議論がかねてございませぬが、一体農林省というものの性格を私共は単に農林物資の生産、或いは配給の機構とは考へておりませぬので、同時に農林省の任務の非常に大きな問題として農山漁村民に対する政策というものを持つておると考へておるのであります。従いまして水産或いは山林というふうな方面は、半農半漁或いは半農半林といったような形の非常に錯綜した国民階層を持つておるわけでありまして、これらの政策は相互に緊密に調整せられ、総合的な施策にならなければならぬと考へておるのであります。水産省につきましては事務分置の関係もあつたと思ひますが、政策上からいひましたとしても、そういう半農半漁民といったような形におる国民に対する政策という意味においても、やはりそれは統一せられておる方がいいのではなからうかというふうにお考へております。特に況んや林野の行政を農林省から切り離すという事は、産業面として

考へて見ましても、又山村民に対する政策を統一せしめるといふ点から考へましても、甚だ不可であるというふうにお考へておられますので、一部そういう御意見も、国土省に移管とかいう意見もあるようでありませぬが、農林省といたしましては、これに対しては反対を唱へておるのであります。

○三好始君 私大体同意見であります。その点につきましてはこれ以上重ねてお伺いいたしません。先程私のお尋ねしました第二点、戦時中と今後とで農業政策の重点が移行して来る。それに伴う機構の変化というものが考へられる、こういうことについての御答弁がなかつたのであります。……

○町村敬貴君 さつき官房長からいろいろ御答弁がございましたが、この自給自足という問題は、これは口には非常に言い易いのですけれども、なかく實際問題というものが非常にむずかしいものである。こういう点を本當に実行して行くのがまあ改良局の私にはこれは今後の大きな仕事であると思ひますが、先程申上げたように、やはり日本の現在の食糧問題を国内だけでこれを若し考へて見ますと、現在日本で生産するところの勿論米、雑穀、或いは「いも」といふようなものが、これが最も能率的に有効に消費されなければ到底日本の食糧問題というものは解決しないと思ひます。ところがなかく立派な米が沢山ある、或いは白い小麦粉が沢山あるときに、雑穀を食へ、或いは「いも」を食へといつてもなかくこれは口では言ひますけれども、容易な問題ではないと思ひます。ところがこれをどうしてそれだけ完全に利用するかということになれば、結局これはさつきから申上げたような家畜の力、つまり言うると、小動物、殊に豚のごときもの、こういうふうなもの、つまり自分のところで生産するところの「いも」や何かと完全にこれを結びつけることによつて、初めてこれが有効に消化されるということ。これは北歐洲の諸國において、はつきりこれは証明されておることです。つまりこれは「いも」を食へ、日本に、直ぐに「いも」を食へ、ということ。これは四、五年前の食糧の不足に十分にあればみんな

が消化しましたけれども、こういうふうな食糧が十分になつて来れば、なかなかこの問題は解決しないのでありますけれども、併し今後です、この方面の一つ教育というものが、農民に対する徹底した教育というものができたならば、これは却つて米は食へなくても、「いも」を食へるといふ時代が来る。これは改良局の仕事というものが、そういうところまで及んで、そしてこれを農民に徹底させるときには、私はまだまだ日本の食糧問題というものが、努力次第によつては相当な大きな主食の面を補つて行くことができるのではないかと考へておる。……

○説明員(清井正君) 今お話の点は、

たえ小さい日本でありませぬ、この全生産物を有効に処理して行くということになれば、随分日本の主食の面を補つて行く点があるのではないかと考へておる。……

改良局でも非常に関心を持つておる問題でありまして、改良局の普及におきましては農業技術の普及と同時に、生活改善に力を入れておりますが、この生活改善も、農業を離れてやりましては意味がございませんで、今お話のよりに、農産物を有効に農家が生活に取入れまして自給いたすよきな、そういう食生活の改善ということにも十分力を入れておるのであります。ただ充足しましてまだ間もないことをごさいますして、十分なことはできませんが、今後一段とそういう方面に力を入れたいと思ひます。又農業の改良にいたしましても単に米麦作の改良だけでなく、これに家畜を取入れたり、或いは園芸を取入れたり、その土地々々の事情に応じまして経営を合理化するということにも努力いたしておるわけでありませう。

○委員長(河井彌八君) 如何でしようか、本日はこの程度に止めておきまして、月曜日の午後開くことにしては、  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(河井彌八君) ではさように決めます。これを以て散会いたします。

午後五時十七分散会  
出席者は左の通り。  
委員長 河井 彌八君  
理事 大隈 信幸君  
委員 城 義臣君  
鈴木 安孝君  
竹下 豊次君  
伊達源一郎君  
町村 敬貴君  
三好 始君  
本多 市郎君

國務大臣  
昭和二十五年五月六日印刷

政府委員

- 総理府事務官 三橋 則雄君 (恩給局長)
- 行政管理局次長 大野木克彦君
- 農林事務官 (大臣官房長) 平川 守君
- 農林技官(農業改良局長) 磯邊 秀俊君
- 農林事務官 (畜産局長) 山根 東明君

説明員

- 建設事務官 (大臣官房文書課長) 小林興三次君
- 農林事務官(食糧庁総務部長) 清井 正君

四月十九日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、舞鶴市に海上保安管区保安庁設置の請願の請願(第一七九九号)
- 一、神戸市に海上保安管区本部設置の陳情(第三二五号)

第一七九九号 昭和二十五年三月二十九日受理

舞鶴市に海上保安管区保安庁設置の請願  
請願者 京都府舞鶴市長 柳田 秀一

紹介議員 青山正一君

舞鶴港は、終戦後商港、国際貿易港として更生し、昭和二十三年舞鶴海上保安本部の設置を見、日本海の海上保安行政にいちじるしい業績を挙げた。かかるに今般当局においては、海上保安庁の機構を改革するため、大管区本部制を実施する由であるが、舞鶴港は、日本海沿岸の中央部に位置し、また目下引揚船の基地として重要な使命を持つており、国有財産として管理されている旧海軍の各種施設もあるから、大管

区制の実施に当つては、当港にその管区本部を設置せられたとの請願。

第三二五号 昭和二十五年三月十一日受理

神戸市に海上保安管区本部設置の陳情(二通)

陳情者 兵庫県議會議長 山田平 市郎外一名

今回海上保安法を改正し、全国七地区に管区海上保安本部を設置し、当地方の管区本部を大阪に設置することであるが、神戸港は、内外国船の出入、海運行政、造船造機、貿易商社の数、自然的條件、各種関係施設等あらゆる点において、当地方最大の條件を具備しているから、海上保安庁の機構改革に当つては、管区海上保安本部を神戸市に設置せられたとの陳情。

昭和二十五年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所